

一般財団法人岡山経済研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岡山経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山県内における経済一般及び諸産業の動向の調査研究並びに企業経営に関する調査研究を行い、もって県内経済産業の振興を図るとともに、県下の社会、文化、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域経済、産業動向及び企業経営に関する調査研究並びに情報、資料の収集及び提供
- (2) 機関誌等出版物の刊行
- (3) 講演会、研修会、セミナー等の開催並びに経営支援事業の実施
- (4) 地域の経済及び社会等に関する調査の受託
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産と

する。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

2 前項の承認を受けた書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第10条 この法人に、評議員3名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事の報酬
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散並びに残余財産の処分
- (7) 基本財産の決定及び処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するとき、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに各評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 前項における請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(定足数)

第18条 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (5) その他法令等で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案についての決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、

前項の議事録に記名押印する。

- 3 議事録は、評議員会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議により定める。

3 理事会において必要と認めるときは、理事会の決議により常務理事を置くことができる。

4 理事長をもって代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査をすること、並びに各事業年度にかかる計算書

類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするための必要があるとき、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集通知が発せられていない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。また、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任するときは、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会に

において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤以外の理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前項の請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が直接招集したとき。

- (4) 第27条第4号、第5号により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第34条第3項第3号により理事が招集する場合、及び第34条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、第27条第5号、第34条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するとき理事長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案についての議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 顧問及び名誉理事

(顧問)

第42条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会・評議員会において、この法人の運営等について意見を述べることができる。

4 顧問は、任期を定めない。ただし、本人の申し出により、辞任することができる。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(名誉理事)

第43条 この法人に、任意の機関として、名誉理事を若干名置くことができる。

2 名誉理事は、理事経験者等の中から、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 名誉理事は、理事会・評議員会において、この法人の運営等について意見を述べることができる。

4 名誉理事は、任期を定めない。ただし、本人の申し出により、辞任することができる。

5 名誉理事は、無報酬とする。ただし、名誉理事に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

- 6 名誉理事については、この定款に定める理事に関する規定は適用しない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の議決により、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、又は事業の全部若しくは一部譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第130条の規定に該当する時は、この限りでない。

(剰余金)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 会 員

(会員)

第49条 この法人の事業に賛同する法人又は個人を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別途定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

第13章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別途定める。